

「介護報酬に関する意見（意見公募）」

3、介護事業サービス関係者 登録ホームヘルパー

小椋久子

意見内容

私は11年前から社会福祉法人 京都福祉サービス協会（ヘルパー数2,700人 利用者7,000人）の登録ヘルパーとして、業務に従事しておりますが、介護保険導入後の家事援助の報酬について矛盾を感じ納得のいかない思いをしております。まずは、実際に行った事例を4つあげます。

1、糖尿病の持病がある男性

ほとんど外食に頼る肉中心の食生活で、入退院を繰り返していた。まずは利用者に渡されていた病院の栄養士の献立を参考に、時には指導を仰ぎながら我慢させない配慮もしながらの調理を心がけた。結果、糖尿病の数値が徐々に下がり入院することが無くなった。

2、相次ぐ身内の不幸が原因で鬱傾向があり通院加療中の女性

元気な頃はお洒落で外出好きだったのが「何をするのもおっくうで楽しくない」そんな状況で入る。常用の物の洗濯に加えてお洒落着の洗濯に着手。次は汚れていた窓拭き、網戸でありながら向こうが見えないほど汚れていたのを洗ったことにより部屋が明るくなり、ヘルパーとの会話も徐々にできるようになった。通院の帰りには食材を、時には花まで買って来るようになり、友人宅に遊びに行くようにもなって鬱状態が改善された。

3、金銭感覚に乏しい男性

月末近くなると食材を買うお金も無くなる。1カ月に必要な食費分の金額を決め、財布を別にして金銭出納帳を作り利用者に管理を任せました。食費以外の物に使われるのではと予測し心配していたが、其のよう事も無く買い物調理出来るようになった。

4、若くして脳梗塞で半身マヒになった女性

調理の援助に入るが、してほしい事を最小限の言葉で表現するだけで、気に入らないと怒鳴りつける。何故なのか？考え迷った揚げ句の結論は、身体が動かないもどかしさを私にぶつけておられるのだろうと、理解して利用者の気持ちをしかりと受け止めてあげる事でした。日を追って笑顔も見せてくれ会話もできるようになり、夫と車椅子で外出するまでになった。

これはほんの一部の事例ですが、ただ単に家事の代行するだけでなく、利用者の状況に応じての自立支援目的もあり、施設などでは規約に従っての援助であり生活ですが、在宅ではそれぞれ異なった状況の利用者に望ましい柔軟な援助を行っています。介護、家事ともに同じ太さの柱であると理解しております。したがって調理、洗濯、買い物、掃除とただ援助するだけでなく、それぞれの援助の中にもそれにとどまらないとても大きなものが潜んでいる家事援助を、もっと高く評価して戴きたい。

私の所属する事業所では介護、家事同一賃金ですが、他の事業所は介護、家事ではかなりの差が有ると聞き及んでいます。何故なら・・・家事援助の報酬単価が低いからだ。それでは在宅に不可欠な援助を行っているのにと家事業務を依頼されたヘルパーは納得出来ません。家事援助の報酬単価を上げて貰う際には低所得の利用者に利用料が跳ね返る事の無いように配慮しながらもせめて複合型の報酬額まで上げて戴きたい。多額の収入が有る人も、低所得者も同じ保険料、利用料では公平とは言えないのでは・・・。高収入のある利用者が、措置制度の時は最高額の利用料だったのに介護保険下では家事の利用料が安いとのこと家族同居なのに訪問回数が増えた。これも納得のいかない事である。

介護報酬に関する意見 小長谷 康子 オバセ ヤコ

介護事業サービス関係者 (京都福祉サービス協会 木川V4)

ケース事例。オバセ女性 買物と云ふ。それぞれ指定の店での買物。又その量の多しと云ふ。バケツがカゴニトの下後方のトランク、足もと、ハンドルにかける。これは表として、精神的にツラい事がある。利用者で指定の品物に品質面での不満までヘルパーの責任かのゴトにおこれる。又と云ふわけには、依頼のゴトを罵る。ヘルパーの批判を以ては、すす。「おバセおバセ じいさん女の亭主の顔がオバセ」等々、言ひつけ、依頼の彼女である。折が家事を言わねば、正しく説明をい。おバセてくれ。このケース精神的に批判を以て、家事援助で低く評価されているのである。

高齢社会における介護は、大切な援助です。しかし介護以上に在宅生活を送りたい人にとって家事は介護と優先して大切な援助であると思う。自分で調理が出来ず、買物が困難な場合、ヘルパーが不可欠。食材料が与えられ、自分で調理出来る。調理が出来ず、自立への意欲がなくなる。一つの意欲が又意欲を誘う。社会的孤独に例がちな高齢者にとっては、意欲が生じると精神衛生上も、有意義な事である。この点から考えると、おバセが買物と言ふ、大切な意味を持つ買物となる。介護保険制度は、高齢者の入院が了らぬ限り医療財政が圧迫され、これを是正する為には、在宅生活を推奨すべく考えられた、皆同の政策だと理解している。その後の事、入院加療後、退院し、在宅生活を営む高齢者には介護も必要だが、それ以上にヘルパーが不可欠な家事援助の役割は必要不可欠である。介護も家事と同様に大切な援助であるにもかかわらず、家事援助が低く評価されているのが、納得できない。同様に評価されているのが、不当であると思う。

【意見公募様式】(A4版 タテ、1枚以内)

冒頭に「介護報酬に関する意見(意見公募)」と記載

○氏名又は名称・代表者の氏名

相木三津子

○個人の場合:

※上記には、以下のいずれかを選んで記入して下さい。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 介護サービス利用者本人 | 2. 利用者の家族 |
| ③ 介護事業サービス関係者(訪問介護事業) | 4. その他 |

○団体の場合: 事業又は活動の内容

○意見内容

1. 三類型の1本化
2. 介護報酬の3ツツ。
3. 利用者負担金、保険料の軽減、又は低所得者への税金を財源とした助成

(注)

- ・ 上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・ 上記事項を記載した用紙とは別に、
 - 住所
 - 電話番号
 - 連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

「介護報酬に関する意見（意見公募）」

加藤 孝

3. 介護事業サービス関係者（ホームヘルパー）

現在は身体介護、複合型、家事援助にわかれています。複合型に統一してもらいたいです。

理由は、家事援助で活動しているときに、利用者の体調の変化によってトイレに行きたいが、一人では無理なので連れて行ってほしいと頼まれても出来ないのです。

利用者宅に何人ものヘルパーが活動していると、頼めるヘルパーと頼めないヘルパーの見分けが利用者出来るでしょうか？

利用者、家族はどのヘルパーさんに頼んでもやってもらえることによつて、安心と信頼されると思います。

又、ヘルパーは1級・2級・3級とありますが、これらの理由より3級は廃止してください。身体介護と家事援助の報酬単価に大きな差があるのは何故でしょうか？

入浴・通院介助は決まった事の繰り返しですが、料理はその日の利用者の体調によつて、買物から料理の仕方を考えねばなりません。

利用者は言われます。「入浴や着替えは毎日しなくても死なないが、食べる物がないとどのようになる」と話されます。

事業所によつて、ヘルパーの賃金が時間単位で違います。

最低賃金を決めて下さい。

ヘルパーの仕事で生活が出来るようにお願いします。

介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名

神 まゆみ

個人の場合

1. 介護サービス利用者本人 2. 利用者の家族
③. 介護事業サービス関係者（ヘルパー） 4. その他

意見内容

家事援助は、身体介護よりも、大変な事も多いのに、安いのはおかしいです。利用者は、掃除屋さんを安い料金を頼んだかのように、思っている人が多いです。生きていくための最低限のお掃除をいいと思うのに、大掃除も、お風呂のように、掃除の指示を出します。料理にしても、ヘルパーを、料理人と思っような人も多いです。味つけにしても、細かい言う利用者もいます。ヘルパーにまかせるべきだと思う。ヘルパーを、昔のお手伝いさんとまちがって、利用している人が多いのには、腹が立ちます。

(注)

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

冒頭に「介護報酬に関する意見 (意見公募)」と記載

○氏名又は名称・代表者の氏名

菅野 信子

○個人の場合：

※上記には、以下のいずれかを選んで記入して下さい。

- 1. 介護サービス利用者本人
- 2. 利用者の家族
- 3. 介護事業サービス関係者 (ヘルパー)
- 4. その他

○団体の場合：事業又は活動の内容

○意見内容

私はヘルパー/級を取得後(介護保険が始まった)
ヘルパーとして介護サービスを提供しています。
週4日、20時間、仕事をしています。月の収入は
7~8万円位です。交通費、食費、一切でなし。
移動の時間も支給されず、利用者のお宅での
サービス時間のみ。週20時間も、ショートステイ、入院
等により時々キャンセルありますのを覚悟してはいる
仕事も家事援助と字にし、仕事をしています。
掃き、洗濯、炊事と2時間ほどは
なし。それ以外は、通院介助等、夕方に
病院へつぎつぎと行くことがあります。
せめて、家事、複合、等係介護を一本にあげ
て、また移動時間、交通費、キャンセル料
等を想定していただき、せめて、安定した生
活を支えて給料を上げてほしいです。
ヘルパーをほんのりの持ち手職業にして下さい。

(注)

・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。

・上記事項を記載した用紙とは別に、

- 住所
- 電話番号
- 連絡者の氏名

の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名 菊地 けつる

個人の場合

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1. 介護サービス利用者本人 | 2. 利用者の家族 |
| ③ 介護事業サービス関係者（ホーム・NIPPO） | 4. その他 |

意見内容

今まで仕事をしていて、各利用者宅に訪問し全く同じケア内容を行うことは一度もない。

利用者により、生活の質、考え方が違うので、ホームNIPPOもそれに合わせたやり方でケアを行うからだ。

その中でも特に神経を使うのが家事援助である。仮りえは、調理では、具の切り方、味付、おかず等の盛り方は、利用者に配慮しながら一つ、一つ確認し行う。どれか一つでも違えば利用者の心に

不満、不安、遠慮を感じさせてしまう。そのような事が走りこらないように、私たちは日々利用者との信頼関係を深め研究と努力をしている。このように身体介護と同様に家事援助は神経を使うのである。家事援助の報酬単価が身体介護より低いのは自分は納得がいかないからと言って利用料の引き上げは利用者の負担にもなるので反対する。

(注)

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名 菊池孝子

個人の場合

1. 介護サービス利用者本人 ② 利用者の家族
3. 介護事業サービス関係者（ヘルパー） 4. その他

意見内容

私はヘルパーでもあり、利用者の家族でもあります。
ヘルパーの仕事は肉体的にも精神的にも
力の限界を求め続けるのに介護報酬は数
この仕事だけで生活していくには軽年世帯では
ヘルパーの技術等を高める為の勉強も常に
必要とされている。
介護の勉強もしながら利用者以上に優に接し
れるよう介護の報酬も考えて下さい。

又、利用者の家族として80才の母と59才の
私と暮らしており、非課税で減免に
なれず、減免世帯をむと増やして
欲しいと思っております。

(注)

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

【意見公募様式】(A4版 タテ、1枚以内)

冒頭に「介護報酬に関する意見(意見公募)」と記載

○氏名又は名称・代表者の氏名

岸上 真寿美

○個人の場合:

※上記には、以下のいずれかを選んで記入して下さい。

1. 介護サービス利用者本人
2. 利用者の家族
3. 介護事業サービス関係者 () (4) その他
以前、A14P-でした。

○団体の場合: 事業又は活動の内容

○意見内容 「介護報酬に関する意見(意見公募)」

○ 介護報酬の一本化をして下さい。

介護が上で家事は下だという発想は、現場を
知らない人しか思えません。むしろ家事こそ
利用者の個性がでるかと 思います。

(遠折食の調理をせたいんです)

○ 現在の介護報酬では生活はいけません

他にアルバイトをしながらやっていける方も多
いまま

○ 保険料・利用料がはらえず、介護が必要でも利用でき
ない人がいます。介護報酬が保険料・利用料に
はねかえりし、しくみを変えて下さい。

(注)

・ 上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。

・ 上記事項を記載した用紙とは別に、

- 住所
- 電話番号
- 連絡者の氏名

の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

「介護報酬に関する意見（意見公募）」

○氏名 岸田 孝史

3、介護サービス関係者（特別養護老人ホーム 施設長）

1、福祉労働者の処遇改善、事業継続の安定的保障のために介護報酬を改善し、介護報酬算定の積算根拠を明らかにすること

現在の介護報酬は、「走りながら考える」という拙速な制度実施によって、同一介護度（保険事故）でも給付が異なるなど、保険制度としても多くの根本的矛盾をかかえています。介護報酬の見直しにおける基本的視点は、国民に対して良質の生活援助（介護）サービスを保障し、その事業継続を安定的に保障する内容になっているのかどうかにあります。

この二年間、社会福祉法人の行う特別養護老人ホームや在宅福祉事業は、事業継続の安定的継続を支える公的な財政保障基盤から投げ出され、施設整備補助などにかかわる将来的な不安も抱えながら、良心的に事業をすすめようとすればするほど、きびしい状況に置かれているのが実態です。また、ホームヘルプ（訪問介護）やケアマネジメント（介護支援）などの介護報酬があまりにも低いことは、周知の通りです。そうした中で、老人福祉職場において予想外に大量の退職者を生み出すなど、「合理化」（リストラ）が進行していることは、国民に対する生活援助（介護）サービスの切り下げ以外のなにものでもありません。その実態と影響についても精査するとともに、当面、次の事項を基本にして介護報酬の見直しを行ってください。

- 1) 福祉労働者の処遇改善（適切な賃金水準と昇級財源の保障）、事業継続の安定的保障（減価償却費を含む事業継続の財源保障）の視点から介護報酬を引き上げること。
- 2) 職員配置や賃金財源の水準と内容、事務・管理費、減価償却財源など事業とその継続に必要な経費が介護報酬にどのように含まれているのかについて明らかにするため、従前の制度において示されていたように、その積算根拠を具体的に明示すること。
- 3) この間論議されている「介護報酬とホテルコストの関係」については、基盤整備の費用負担を安易に国民に転嫁することのないよう、「利用者負担は援助サービスの直接的経費の範囲とする」立場で検討すること。

2、老人福祉の後退と介護保険制度の本質的矛盾について再検討するとともに、当面、公的介護保険財政への国庫負担を5割以上に増額すること

「改善」のすべてが利用者負担に戻ってくる介護保険制度の仕組みが、憲法25条、老人福祉法にもとづく生存権・人権保障としての社会福祉のすべてをカバーすることができない、介護保険制度の本質的矛盾となっていることはすでに自明です。様々な審議会や答申で低所得者対策などの課題があげられはするものの、後追いで実効性がなく、生活援助の現場で「援助困難ケース」と呼ばれる深刻な実態が広がっていることは周知の事実です。この点について制度の抜本的な再検討を行うとともに、当面、次の事項を基本にして介護報酬の見直しを行ってください。

- 1) 保険料・利用料の逆進性を正すために、応能負担に改めること。
- 2) 利用者負担を少なくとも基礎年金額の範囲とし、誰もが安心して利用できる生活施設、生活援助サービスとすること。
- 3) 介護報酬の改善が利用者負担の増大とならないよう、国庫負担を従前の制度における5割以上の水準に復元すること。
- 4) 老人福祉法にもとづく公的責任による「福祉の措置」を積極的に運用し、「援助困難ケース」に対する緊急で実効性のある対応を行うこと。

介護報酬に関する意見（意見公募）

- 氏 名：北川和秀
- 個人の場合：3. 介護事業サービス関係者（介護老人福祉施設・短期入所生活介護 職員）
- 団体の場合：
- 意見内容：

（1）介護報酬の積算根拠を明らかにしていただきたい。理由は以下の通りです。

- ① 介護報酬改定議論の前提条件として明らかにすべきだと思います。前提条件が変更となれば、それまでの議論が無意味なものとなってしまいます。
- ② 人員配置基準を賄える金額なのか、地域格差は妥当なものなのか、そもそも報酬額が求められる（定められた）サービスを提供するのに妥当な金額なのか、など様々な疑問や不満を解消する近道であると思います。なお、社会福祉法人に関係する報酬については、各種補助金の支出状況も十分に検証の上、検討いただきたいと思います。
- ③ サービスの基準（水準）を明確にし、それと介護報酬水準をリンクさせるかたちで議論をしていただかなければ、サービスを向上させるバラ色の施策が打ち出されるたびに、大勢の利用者を抱え事業を止めるに止められない事業者がその分の支出を負担することとなり、だんだんと体力を消耗していきます。介護保険が（高齢者）医療費の抑制・削減という使命を背負っているのであろうことは容易に想像できますが、だとすれば、「財布の中身はこれしかないのでこれだけのサービス水準になります」と国民にきちんと説明した上で了解を取得していただくようお願いいたします。
- ④ 日常生活を提供する特養では運営基準には書ききれない細かなサービスが沢山ありますが、それが介護報酬の対象サービスか否か（保険外サービスか否か）迷うことがしばしばあります。利用契約を利用者と締結するとなればなおのこと細かく知りたいのですが現実はこちらにできていません。積算根拠が示されれば、この点が解消され、利用者にとってもわかりやすい利用契約となります。

（2）都市部（特に東京）の地域格差の妥当性・社会福祉法人の職員の待遇を（歴史的背景・経緯を含め）再検討していただきたい。

- ① 全国的には特養の1人勝ちと言われているそうですが、少なくとも東京は違います。給与水準は切り下げられ、給与の源泉である（東京では収入に対する人件費率が非常に高いです）介護報酬の改善は見込まれない、社会福祉・医療事業団の退職共済金の水準も切り下げられ（引き下げ理由は理不尽極まりない）、更には退職共済の廃止も検討される。幸い今回は退職共済の廃止は見送られましたが、このような不安定な身分で良いサービスが提供できるでしょうか？
- ② （1）の議論を尽くしていただければ必然的に解決できると思いますが、地域毎の給与水準をどのように考えているか、他の経費の地域格差をどのように考えているかを明らかにしていただき、適正な地域格差が確保できるよう切に願います。看護婦の確保すら難しい状況です。
- ③ イコールフィッティングだけを先行させないで下さい。判例からも退職金など労働条件の一方的な切り下げは認められていないはずで、従業者の満足度（ES）が向上しなければ、利用者の満足度（CS）は向上しません。介護報酬議論の場で、被雇用者（特に社福職員）の処遇について確認してください。この機会を逃したら議論がオープンになる機会がありません。

以上

失礼な表現もあり大変恐縮ですが、日頃思っている個人的な考えを述べさせていただきました。お手数ですが、よろしくご検討くださいますようお願い申し上げます。

「介護報酬に関する意見（意見公募）」

私の母親は90歳で、秀楽苑デイサービスセンターに通所しております。腰もだいぶ曲がっていて痴呆も進み、徘徊もあり家にいるときは部屋にカギをかけている状態でした。私の職業は猟師でかき貝養殖をしており、家内は会社勤めをしている関係でなかなか介護が難しく、通所させていただき延長サービスも受けているのでとても助かっております。利用料もかさむことからか、今のところ利用している方は少ないようで、職員の方に対して心苦しい部分もありますし、もっと大勢の方が気軽に利用できるようにならないかといつも思っております。ぜひ、延長料金も含めた形で介護報酬を考えていただければ、介護している方皆が喜ぶでしょう。ご検討くださいますようお願いいたします。

木 村 功